埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成29年11月28日(金) 午後2時00分から4時00分
場所	埼玉会館 3 B 会議室
出席者数	1 1 名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、徳田委員、新井委員、棚橋委員、鳥居委員、張替委員、水野委員、春原委員、野々口委員
欠席委員	齋藤委員、沼野委員、中村委員
諮問事項 その他	(1) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について (2) 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について(諮問)

1 開 会

2 あいさつ

中川県民生活部副部長

3 議事録署名委員の指名

德田委員、張替委員

4 議事要旨

(1)議事(1)埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について 事務局から、資料1に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(春原委員)

資料1の14と15の若年無業者やひきこもりの若者への支援の反映状況であるが、14がCで15がBとなっている。これは表現もあまり変わっていないことから、先ほど保健所や若者自立支援センター埼玉や市町村で取り組んでいるという細かい説明もあったので、そうした文言を入れれば14はBで良いのではないか。差がよく分からない。現実に取り組んでいるならCではなく、Bで良いと思う。BとCの違いは、どこに違いがあるか分からない。

(事務局)

Bについては、案の取組の中に含まれており実施していくもの、Cについては、案の中に直接的には対応策としていないが、実施の中で工夫をしながら、そうした視点を取り入れて進めていくものである。

(春原委員)

そのようなことであれば、14 はBでいいのではないか。もう一点は、16 の障害者への就労支援であるが、プラン案 40 ページの②5行目「障害者の受入れが可能な企業を積極的に開拓して就業率の向上に努めます」としているが、埼玉県のこの実績は何パーセントなのか。

厚労省から民間企業は、2.0 と規定されている。地方公共団体は2.3 である。 この2.0 に対して埼玉県の実績は。全国47 都道府県で何番か。

(事務局)

28年6月1日現在で、1.93%。全国第30位。

(春原委員)

昨年、全国平均を 20 年ぶりに上回っている。一方で埼玉県の経済の総生産は、全国 5 番目である。全国で 5 位の埼玉県が、障害者支援においては 30 位である。これは数字から見ても遅れている。採用する企業への働きかけを強化する必要があると考える。したがって、16 は、B ではなく C ではないかと思う。

(事務局)

埼玉は、数字が良くなく議会でも御指摘を受けている。このため、担当課としても頑張って全国平均を上回ったところであるが、より一層の取組の推進についての御意見を担当部局にも情報提供させていただき、青少年課も共に連携して進めていきたい。

(東会長)

障害者の支援体制の充実を図るということで、修正なしで実施の段階で進めていくことでよいか。

14 と 15 は、Bでよいのではとの御意見だがどうか。違いがあるとすれば 14 については地域若者サポートステーションは就労支援の機関に当たるが、そこに繋ぐ前の段階がないということである。15 については、就労支援一般との連携を指しているため、基本目標には記載している。

(事務局)

地域若者サポートステーションに行くことができるひきこもりであれば、そこで対応できるが、そこに行かれない子供もいると考える。外に出ることはできるが地域若者サポートステーションの一歩手前の方への部分が抜けているという御意見である。今後施策を展開していく上で十分参考にさせていただき、14 はCとさせていただいている。

民間のNPO等で実施しているところもあるため、そういった情報を提供する等の側面支援で御要望にお応えできるようにしていきたい。

(東会長)

基本目標2についての意見が集中的にあるがどうか。反映状況をCとしているところについての御意見をいただきたい。県民コメントでいただいた御意見に対して案の修正には至らないが、具体的に展開していかなければならない部分である。

NO2の意見であるが、国政レベルで反映ということはできないが、縦割り行政となっていてその部分を可能な限り、壁を取り払ってやっていくことが必要であろうということである。県の考えとしては、確かにそうであり、具体化していきたい、実施段階で参考にするとしている。例えば具体的にどういうことか。

(事務局)

若者に対する施策について、例えばひきこもりは保健医療部、児童虐待は児童相談所など、専門部署で実施している。青少年課で総合的に対応していくことがよいのではないかという意見であるが、それはなかなか難しい。

専門的な課であるために、より深く、きめ細かく対応ができている部分もあり、専門的に取扱いをしてもらうことがよいと考えている。

ただし、問題なのは様々な要素があり、幅広い視点で施策を展開していかなければならない場合である。各担当課の連携を後押ししながら、総合支援取組を、プラン案 43 ページ(7) に掲げた。

相談窓口とその取組みの情報を一元化し、そのつなぎ役を青少年課で実施して行きたい。

施策実施段階において、関係機関が連携を取りながら、情報交換を行いながら、お互いに協力し努力をしていくということで、Cとさせていただいている。

(東会長)

Cにすることについて評価する。縦割りで対応せざるを得ない点は行政の仕組みとして仕方ない。

ただし、個々の具体的な問題について連携がとれるようにどうしていくのか 具体的に考えていきたいという意思表明として考えれば、高く評価する。

具体的には、専門家でも分からない複雑なことがあるため、1つの事柄についてどのような相談機関や関わる機関があるのかの体系図のように、全体像が見えるようにしていくことが、これからの青少年の行政の中では必要と考える。子供の問題に関わっていると、いろいろな資源が民間にもあり、行政にもあって連携されている部分もある。

ただし、それらが共有化されていない部分もあり、関係している専門家でも知らない場合も多いように思う。冊子の作成など、情報共有できるよう取り組んでいただきたい。このため、Cでよいと思う。

(鳥居委員)

交通安全教育に関するプラン案 50 ページであるが、子供たちへの自転車の 交通安全マナーは、学校でどのくらいの頻度で実施しているのか。例えば、運 転手の交通安全教育は、5~6回実施している。頭の中に交通安全という文言 を入れさせないと交通事故は減らない。

このため、子供たちに小学校だけではなく、中学、高校というレベルの中で、 自転車の乗り方を教えていかないとなかなか事故は減らないと思う。

具体的に、どのようにするのかを指導的な立場で実施していかなければならないと思う。交通事故は、全国ワースト2位である。

(事務局)

自転車マナーアップ推進校の指定があり、今年度は 102 校。県内に 39 警察署があり、中学校を1校、高校を1校以上を指定することを目標にしており、重点的に実施している。交通死亡事故が非常に多く、警察、県民生活部防犯・交通安全課も含めて力を入れて進めていきたいと考えている。

(鳥居委員)

もう一点、危機管理についてであるが、地震などに対する避難などについて は教師対象の研修だけでなく、もっと幅広い研修が必要と考える。

一次的なもの、二次的なものがあるため、連携していかなければならないと思う。文言については、このような記載となると思うが、実施する中でお願いしたい。

(東会長)

今の御意見は、プラン案 50 ページの施策の(3) 交通安全対策・災害安全教育の三つ目の災害安全が教育局のみとなっており、その他は交通事故のみで災害に対する対応がないということである。

(事務局)

緊急地震速報を利用した避難訓練は、100%実施となっている。小・中・高校、特別支援学校で実施している。

(鳥居委員)

どこまで実施するかという問題もある。

(事務局)

関係部局にも確認し、実際に生きるような訓練をしていかなければならないと考える。地域を巻き込んだものであるとか、最も効果的な訓練となるよう今後努めていきたい。

(東会長)

三つ目の避難訓練は、学校のみとなっているが、地域でも実施していると思う。

(事務局)

地域でも各種防災の取組はあるが、危機管理防災部で所掌している。特に青 少年に向けた限られたものではなく、県民全体を対象とした地域防災計画の中 に位置付けられている。このため、青少年の計画とのすみ分けを図る整理をし ている。

(東会長)

ネットアドバイザー、インターネット環境についてもかなり御意見がある。 野々口委員の御意見はいかがか。

(野々口委員)

ネットアドバイサーをたくさん派遣して保護者の啓発活動をしてほしいという意見がある中、現場に行ってみると聞いてほしい保護者が全然来ない。学校の先生方は講座開催に意欲的、協力的であるが、保護者の方の意識は低い。このため、ネットアドバイザーが派遣されても、どこかで全保護者対象に、例えば中学校であれば3年間で1回は聞かなければならないなどの強制力がないと折角いい意見をいただいても聞いていただきたい保護者の元には届かないと思う。現場の先生方が困っている現状は変わらないのではないかと思う。

(事務局)

当課でも保護者の方ができるだけ多く集まる機会でネットアドバイザーの 講座をお願いしており、その取組を徹底したい。

聞いていただきたい方は、講座に参加しない。しかし強制的にした場合、授業の1時限から6時限までのどこかのコマを利用しないと実施できない。

今できることとして、全校生徒にちらしの配布をする、ネットに情報を掲載するなど、ネットアドバイザーが直接行くことの補完的な方法を今後検討していく必要があるかと考える。御意見を踏まえながら、施策の展開を図っていきたい。

(東会長)

重要という御意見があり、重要性は分かっているが、研修会があっても参加 は少ないということ。

(事務局)

多くの機会を捉えて意識啓発、啓発活動を進めていかなければならないと考えている。

(東会長)

プラン案 49 ページのインターネット対策の推進は、県民生活部、警察本部となっているが、学齢期の子供であれば学校の中で何かやるとしたら教育局が関わってしかるべきだと思う。例えば実態としても恐らく学校で実施している家庭教育学級は、スマホやSNSの講習会を実施していると思う。この施策に学校関係の部局の対策を入れた方が良いと思う。

(事務局)

49 ページは環境整備であるため、38 ページの(5)ネットリテラシー・情報モラル教育の促進として教育局では取り組んでいる。おっしゃるとおり子供のネット対策は、教育局と知事部局で連携して一丸となって取組を進めていく。 教育局も授業を通じて教育を実施していく。

(東会長)

確かに教育局で、38ページの施策に保護者への啓発も含まれている。

他に御意見がないようであれば、議論は尽くしたということで、知事から諮問を受けた計画について、答申をしていきたいと思う。平成 29 年 6 月 9 日付け青第 142 号で知事から諮問を受けました「青少年健全育成・支援に関する総合的な計画について」は、埼玉県青少年健全育成・支援プランの案のとおりとし、知事に答申するということでよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(東会長)

異議なしということで、知事に答申することとする。事務局では、会長から 知事への答申手続きを進めるようお願いする。

(2)議事(2)埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について(諮問) 事務局から資料2に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(野々口委員)

県の条例であるため県内で購入した場合のみ有効であるのか。県外で購入した場合、ネットで購入する方についてはどうか。格安スマホを購入する場合も多いかと思うがそうした場合にも適用されるのか。

(事務局)

基本的には、条例は属地主義となるため、店舗であれば県内の店舗が適用となる。ネット販売については、実際判例等ないが属地主義、刑事関係の判例からも埼玉県にお住いの方が、埼玉県内でネット販売で購入した場合も適用になると考えている。ネット販売の協会に相談している。全国の流れと合わせたいと思う。本県では、属地主義とすることで考えている。協会側と検討しながら進めていきたい。

近県も同じような改正を進めている。東京で購入した場合、東京も同様に改

正するので、適用されることになると考える。

(野々口委員)

格安スマホに関しては、国でも決定していないと伺っている。

もう一点は、無効化することを保護者が申請することとなっている。国と違うところは書面、又はタブレットで書面をもらってというところは、埼玉県のすごいところと考える。例えば、書面という場合、書面をダウンロードする方法であるのか。

(事務局)

現在は、各キャリアが書面を用意している。店頭での購入申込みの書類の一つとして提示される。

(野々口委員)

何年か前に実施したネットアドバイザーの講座において、小学生が勝手に書類をダウンロードして親の筆跡を真似てサインをしたという事例があった。販売店もしっかりしていただかないと正しい条例の運営ができないと思う。

(事務局)

販売店については、条例に基づいて職員が年に300店舗程度の立入調査を実施しており、指導している。今後も、新しい改正後の内容に合わせた立入りでの指導を行っていく。

(野々口委員)

自分の姪が中学生の時にスマホを購入した際、販売店からフィルタリングがあると楽しくないとの話をされた経験があった。条例が改正されても売る側の意識も重要であり、しっかり指導をお願いしたい。

(徳田委員)

子供のスマホを親名義で購入することとなると思うが、その際子供のものであるとの申告がされない場合は、この条例の適用とならないのか。

(事務局)

このたびの法律改正で、使用者確認が義務付けられた。今後、必ず携帯を販売する場合、大人だけが出向いた場合も誰が使用するものであるかを確認する 義務がある。また、きちんと申告することが保護者側にも義務付けられている。

事業者がきちんと確認し義務を果たすこととなり、虚偽の報告があれば保護者の責任となる。保護者の責任についても啓発活動によりきちんと知らせていかなければならない。

(野々口委員)

新規購入について、よいと思うが中古のスマホが格安で購入できる。 電話回線を持たない無線LANだけが使用できるものを子供が年齢確認も なく購入でき、そこにはフィルタリングの義務化はないのか。

(事務局)

残念ながら、今回の改定では契約とセットで販売するスマホが対象となるため、中古スマホ、お下がりスマホは対象外となっている。そのような場合については、保護者が適切に中古スマホ、お下がりスマホについては、自身でフィルタリングの設定をしていただくこととなる。そのためにも、啓発が必要と考える。

(東会長)

法律の改正に伴って、条例及び施行規則を改正することとなるものである。 正確には、2月の議会に議案提出の予定であることから、次回審議会におい て改正条文を検討することでよろしいか。委員の皆様は、今後お気づきの点等 あると思うので、意見等が言える状況としながら、事務局で改正の手続きを進 めることとしてほしい。スケジュールについて事務局からあるか。

(事務局)

御意見がある場合は、12月22日金曜日までに、様式、方法は任意で御連絡いただきたい。御質問、御意見をいただいた上で、次回の審議会に規則案としてお示ししたい。

(東会長)

諮問のあった埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正については、本日の意見と12月22日までに提出される意見を踏まえて、事務局において手続きを進めることで御異議はないか。

(全委員)

異議なし